

平成 26 年第 5 回 札幌市教育委員会会議録

※ 非公開に係る議案を除く

平成26年第5回教育委員会会議

1 日 時 平成26年3月7日（金） 13時30分～14時47分

2 場 所 S T V北2条ビル4階 教育委員会会議室

3 出席者

委員長	山 中	善 夫
委員	臼 井	博
委員	池 田	光 司
委員	池 田	官 司
委員	阿 部	夕 子
委員	町 田	隆 敏
教育次長	西 村	喜 憲
生涯学習部長	梅 津	康 弘
生涯学習推進課長	田 中	祥 之
生涯学習係長	近 藤	光 雄
生涯学習係員	中 野	未 来
学校施設担当部長	渡 邊	寛 也
給食担当課長	小田原	史 佳
給食制度担当課長	杉 山	善 章
給食係員	山 田	大 輔
学校教育部長	金 山	正 彦
中等教育学校担当課長	宮 地	宏 明
中等教育学校担当課長	相 沢	克 明
中等教育学校担当係長	村 上	玄 光
中等教育学校担当係長	小 泉	泰 之
中等教育学校担当係員	柴 垣	孝 治
指導担当部長	引 地	秀 美
中央図書館長	江 本	功
業務課長	渡 辺	孝 之
総務課長	杉 村	亮
庶務係長	井 上	達 雄
書 記	市 川	渉

4 傍聴者 2名

5 議 題

議案第 1 号 札幌市図書館条例施行規則の一部を改正する規則案

議案第 2 号 札幌市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則案

議案第 3 号 札幌市立学校の学校給食における複数校給食に関する規則の一部を改正する規則案

議案第 4 号 札幌市立中等教育学校学則案

【開 会】

○山中委員長 それでは、平成26年第5回教育委員会会議を開会いたします。

本日の会議についてですが、会議録の署名は、臼井博委員と池田官司委員にお願いいたします。

【議 事】

◎議案第 1 号 札幌市図書館条例施行規則の一部を改正する規則案

○山中委員長 まず、議案第 1 号につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

○中央図書館長 議案第 1 号「札幌市図書館条例施行規則の一部を改正する規則案」について説明いたします。

中央図書館では、今月、図書館電算システムの更新を行い、4 月からの稼働を予定しております。新しいシステムでは、本人確認の確実性の向上、二重登録の防止及び統計情報の精度の向上を期するため、個人貸し出しの登録情報のうち、年齢を生年月日に改めることとし、これを札幌市情報公開・個人情報保護審議会に諮問したところ、妥当であるとの答申を得ました。つきましては、図書館の個人貸し出しに係る登録情報のうち、年齢を生年月日に改めるため、札幌市図書館条例施行規則を改正する必要がある、このたび本案を提出するものです。

改正の内容は、別表の新旧対照表をご覧ください。

施行規則様式 1 の個人貸し出し登録申込書及び施行規則様式 3 の郵送貸し出し登録申込書を個人利用者の生年月日を記載するように改めるほか、様式 1、様式 3、様式 4 及び様式 5 に所要の字句整理を行っております。

なお、規則案の施行期日につきましては、平成 26 年 4 月 1 日となります。

説明は以上です。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○山中委員長 ありがとうございます。

それでは、ご質問、ご意見などがありますか。

○池田（光）委員 変更する理由として、今までの年齢だと何か弊害があったのでしょうか。本を貸し出しするときに統計をとるためという意味なのでしょうか。返却などの管理を考えると住所は当然あって良いと思うのですが、年齢はもともとの習慣なのですか。

○中央図書館長 年齢は、年ごとに一つずつ上がってという形になっておりますので、その時点その時点で年齢計算をしているわけではありません。そういう意味で、統計情報の精度が低かった、そこを改善するということです。

それから、生年月日にすることで本人確認ができるようになりますので、例えば、貸し出し券がなくなった場合に、今までは、地区館に行って手続をして

仮パスワードを差し上げて、その上で、自分でパスワードを確定させるという手続が必要だったのですが、これからは、インターネットでその手続ができることになります。

○山中委員長 特に弊害というわけではなくて、統計上の確度を上げるということ、あるいは、本人確認をしやすくして利便性を多くするということですね。

○臼井委員 年月日は、年号で書くのですか、それとも西暦で書くのでしょうか。

○中央図書館長 どちらでも対応できるようになっています。

○池田（官）委員 先ほど、個人情報との関連で言及があったと思うのですが、年齢よりは生年月日のほうが情報としての質といいますか、ランクは上だと思います。それを高度な情報に変えることについて、何か留意したことはありましたか。

○中央図書館長 札幌市の情報公開、個人情報の審議会にかけて了解をいただかなければいけないので、その手続を経て情報を取得することになっています。

○山中委員長 質問としては、個人の情報をこちらが入手するということですが、取得される側の立場から考えての問題などはないかということです。

○中央図書館長 お互いに生年月日で確認し合うことで、例えば別な証拠書類を持ってきてくださいとか、そういう必要性はなくなります。

○山中委員長 利用者からすれば、年齢はかなり幅があるのでよいのだけれども、生年月日まで知られたくないというような人もいないかというあたりはどうでしょうか。

○中央図書館長 たくさんの個人情報を集める気はありませんので、最低限の情報で確認させていただければと考えております。

○山中委員長 確かに利便性はよりよくなるだろうし、確認もしやすいだろうと思います。

○**阿部委員** 改正の内容とは違う部分ですが、その下にある住所、勤務先、保護者のところそれぞれに電話という欄があって、これは必須なのでしょうか。

○**中央図書館長** 例えば、本がなかなか返ってこないといった場合に督促をしますが、そういった場合に必要になる情報と考えております。

○**山中委員長** 必須ということですね。

○**中央図書館長** はい。

○**阿部委員** 学校名のところ、大人は勤務先の電話番号をもちろん知っていると思うのですが、子どもたちは小学校の電話番号をわかっているのですか。

○**業務課長** 学校の電話番号までは必要ありません。自宅の電話番号を書いていただければ、それで結構です。

○**阿部委員** では、この三つは全てが必須ではなくて、三つのうちのどれかの電話番号が書かれていればよいということですか。書くときに何が必須で何は任意かがこの表だとわかりにくいような気がしたのですが、どうでしょうか。全て埋めなくてはいけないものなのか、電話はどれか一つでも埋めていればよいのか、このままだとわかりにくいような気がします。

○**中央図書館長** 実際に勤務されている方、それから、学校に行かれている方、その辺は記載例で補っているとご理解いただければと思います。

○**池田（光）委員** 教育委員会としての個人情報管理はどんな体制になっているのでしょうか。それをどういう形の管理をしているかということは、何か問題が起きたときに問われることにもなるかと思いますので、その辺はいかがでしょうか。

○**山中委員長** 図書館利用のためだけにリストをつくるわけですが、そのリストはどこに保存され、どのように使われているのかということです。

○**中央図書館長** それは、この事業を運営している責任のあるところでそういった条件のもとに個人情報を取得して管理しているということになりますので、

図書館で得た情報を例えば生涯学習部、学校教育部のほうにお渡しするという形にはなっておりません。

○山中委員長 中央図書館、地区図書館で、それぞれの地区の関係だけ持っているのでしょうか。

○中央図書館長 全体の管理は中央図書館でしていますので、そこは一緒です。

○山中委員長 ほかにないでしょうか。管理の関係で要望でもよいです。

○池田（光）委員 生年月日であれ、そうした情報を預かる者としての責任は大きい時代になっていますので、この機会に改めて教育委員会全体として、例えば、子どもたちの生年月日などをどう管理しているかということを検証してみる必要があるのではないかと感じました。

○山中委員長 流出すると、ほかのところで問題を起こすこともあります。例えば、何らかの事情で、ある学校に通学していることを秘匿しているようなケースで、たまたまその子どもの名前と学校名がそちらのほうでわかってしまうこともあり得ます。

○中央図書館長 それについては、札幌市で情報セキュリティポリシーがありまして、それに則った管理を行っております。

○山中委員長 その辺の個人情報の管理を十分厳しくやっていただきたいと思います。 ほかにいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○山中委員長 この議案につきましては、このとおりとしてよろしいですか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○山中委員長 それでは、議案のとおり決定しました。

◎議案第2号 札幌市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則案

○山中委員長 続いて、議案第2号につきまして、事務局からご説明をお願いします。

○生涯学習部長 この改正は、規則の別表に定めております生涯学習センターにおける貸し付け物件の更新等による名称についてのものです。

生涯学習センターにおきましては、さまざまな備え付け物件がありまして、これを利用者に有料で貸し付けている状況です。この貸し付け物件について、例えば、老朽化などで更新をする場合には、随時、同等品で対応しております。しかし、時代も変化してきまして、同等品で更新をした場合、規則で定めております貸し付け物件の名称と実際の貸し付け物件の名称に齟齬が生じる状況が出てきたため、改正をするものです。

具体的な改正内容につきましては、議案の2枚目、3枚目に新旧対照表を添付しております。

まず、区分の欄のホールというところで、従来、摘要という欄、映像映写設備セットの摘要欄に従来、現行では300インチ I L A プロジェクターとなっています。この I L A というプロジェクターの投映方式について、現在では機器の調達が困難でございますので、I L A を削除しまして、右側に300インチプロジェクターとするものです。

次に、その下に演劇スタジオという欄がありまして、そこの映像音響設備セットの中にプラズマディスプレイが摘要欄にあらうかと思えます。今回、プラズマディスプレイが故障しまして、同等品で更新しよう対応しましたが、国内ではプラズマディスプレイの生産が既に終了しており、液晶ディスプレイに調達する必要が生じました。そのため、プラズマディスプレイの「プラズマ」をとって「ディスプレイ」と改めるものです。

また、この下のほうに大研修室及びその次のページの講堂という欄に、現在でいうテレビモニターという名称で貸し付けを行っているものがあります。これは、ただいま申し上げました演劇スタジオのディスプレイと同機能を備えるものでございますので、文言整理のために「ディスプレイ」に統一して改めるものです。

私からは以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○山中委員長 ありがとうございます。

世の中の移り変わりが激しくて、製品の名前が変わるものもいろいろあると思いますが、一々それを規則改正で会議にかける必要性もないように思います。自主的に教育委員会としてきちんと管理していかなければならないのは当然で

すが、その辺のバランスを考えていただきたいと思います。

○生涯学習部長 細かく言うと、その都度、名称変更で規則改正をするになりかねません。ある程度汎用性を持った名称に改めていくという対応しながら、今後も検討してまいりたいと思います。

○山中委員長 教育長への委任の中で決定できないのでしょうか。形式的な部分だけをわざわざ会議の議題にするほどのこともないし、報告ぐらいでも良さそうに思います。それは、今後の検討課題かと思います。

議案第2号について、特にご質問、ご意見はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○山中委員長 それでは、提案どおり決定ということにさせていただきます。

◎議案第3号 札幌市立学校の学校給食における複数校給食に関する規則の一部を改正する規則案

○山中委員長 続いて、議案第3号について、事務局からご説明をお願いします。

○学校施設担当部長 議案第3号につきまして、説明いたします。

平成26年度の学校給食実施に当たり、規則の別表で定めています複数校給食の組み合わせの一部改正についてお諮りするものです。

資料の2番目の変更内容というインデックスがついています平成26年度複数校給食実施形態の変更内容の資料をご覧ください。

まず、札幌市の学校給食の実施形態について説明いたします。

札幌市では、自分の学校分の給食のみを調理する単独調理校方式と自校分の給食に加えまして、近隣の調理施設を持たない学校の給食をあわせて調理する複数校給食方式、いわゆる親子方式の二つの形態で実施しているところです。

このうち、複数校給食方式における給食の供給校と被供給校、いわゆる親学校と子学校の組み合わせにつきましては、札幌市立学校の学校給食における複数校給食に関する規則で定めています。

今回、平成26年度の学校給食実施に当たり、組み合わせの一部を変更する必要があります。

それでは、具体的な変更内容につきまして、2番の平成26年度の変更内容をご覧ください。

今回の変更理由は大きく分けて2点あります。

1点目は、学校改築に伴う変更です。

まず、平成25年度で改築整備が終了する南郷小学校と東札幌小学校に関連する変更についてです。

南郷小学校は、現在、単独調理校として給食を実施しておりますが、学校改築に伴い供給校としての稼働を想定した施設設備が整えられることから、平成26年度から供給校として稼働いたします。

また、南郷小学校の改築に伴いまして、調理施設の衛生面に課題があり、現在単独調理校として給食を実施している本通小学校を南郷小学校の被供給校といたします。

東札幌小学校は、現在、菊水小学校の被供給校として給食を実施しておりますが、改築に伴い供給校としての稼働を想定した施設設備が整えられることから、近隣の被供給校である西白石小学校の親学校といたします。

続いて、平成26年度に改築整備を行う屯田小学校、中島中学校に関連する変更についてです。

現在、単独調理校である屯田小学校と中島中学校は、平成26年度に改築整備を実施するため、平成26年度は一時的に近隣の屯田南小学校と幌東中学校をそれぞれ供給校として給食を実施いたします。

なお、改築整備が完了いたします平成27年度からは再び調理校として給食を開始する予定になっています。

変更理由の2点目は、児童生徒数の増加や給食の運搬距離改善に伴う変更です。

現在、児童数が増加傾向である元町小学校と伏古北小学校の組み合わせにつきましては、今後も継続して児童数の増加が見込まれているため、元町小学校を単独調理校とし、現在、元町小学校の被供給校である伏古北小学校の供給校は近隣の札苗小学校へと変更いたします。

次に、長い運搬距離の問題を解消するため、白石区の東札幌小学校の供給校を豊平区のみどり小学校から近隣にある白石区の北都小学校に変更いたします。

私からの説明は以上です。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○山中委員長 今のご説明について、質問、意見などがありますか。

○町田委員 給食については、安全ということが非常に重視されます。これらの変更に伴って、調理数や、規模などが各校で大きく変わることにもなると思いますが、そのことに関して、どのような指導や配慮がされていますか。

○学校施設担当部長 組み合わせの変更に伴って特別な指導はしていませんが、当然のことながら、一般的に衛生面に関してなど、節目節目でいろいろと研修など行っているところです。

児童生徒数に従って、調理員の配置基準も比例して変わりますので、そうしたなかでも対応しております。

○山中委員長 いずれにしても、これまで単独だったものが供給校になるなどの変化に合わせて、調理員の人数の変動や、研修も含めて再検討や再編成などの配慮を行っているということですね。

○学校施設担当部長 そうです。

○町田委員 例えば、屯田南小学校を見ると428名、15クラスだったものが今度は屯田小学校がつきますから、15クラスから25クラスで、15クラス、40クラス

つくる話になりますので、こういったところはきちんと対応していかなければなりません。

○山中委員長　すぐ新学期から対応しなければならないので、その辺の準備も進めているのですね。

○学校施設担当部長　はい。

○臼井委員　親子の学校の距離で、みどり小学校から東白石小学校と区を超えて5.5キロメートルを改善するということですが、このほかに距離の改善の対象となるところはありますか。

○学校施設担当部長　5キロメートルぐらいの距離がある学校はまだあります。今回の改正には含まれていませんが、近隣の改築の状況等に合わせて、タイミングが合えば、当然、そうしたことをしていきたいと思っています。

今は、食べ物を入れる容器を二重にして保温効果を高めた形で運搬するなど配慮をしているところです。

○臼井委員　例えば、冬の間の保温もそうですけれども、夏の間の距離が長いことに伴ういろいろなリスクの問題もありますので、その辺は極力近いということで、改善の対象に入れていただければと思います。

○池田（光）委員　親子関係のほうが良いのか、単独のほうが良いのか、あるいは、経費や安全面からセンター方式で複数の学校を見る体制が良いものなのか、本来はどういう形が一番望ましいのでしょうか。

○学校施設担当部長　なかなか難しい質問ではあるのですが、一番理想的というか、保護者にとっても、自校で調理して、できたてを提供されるというのが一番よい話かと思います。

ただ、そうすると、各学校に調理員を配置して、栄養士を配置してということで、人数だけでも相当な人員増が求められますし、それに伴う経費もかなり膨大になります。そういう中で、私どもは親子方式をとっているわけですが、他の自治体では、給食センターを設けて複数校に分けているセンター方式もあります。

札幌市のように、冬場などを想定しますと、当然、配送距離が長くなるデメリットもありますし、一旦、そこで食中毒事故などが起こると、閉鎖されて対

象校への提供が困難となるので、基本的には、単独調理校と親子方式を兼用した形で運用するのが、現時点では望ましい選択かと思っています。

○池田（光）委員 この間、道の会議に出たとき、江別などの方では道産の大豆を豆腐に使いながら、札幌はそうでもないという話を聞きました。そういう国内産とか地元産を使うような議論については、いかがでしょうか。

○学校施設担当部長 基本的には地産池消として、可能な限り道産品を使うこととしています。

○山中委員長 地産池消の典型として、その学校でつくったものをその学校の食育で使うようなこともやっていますね。

○学校施設担当部長 はい。

○池田（光）委員 給食のあり方など、もう少し全体がわかって、PRもできるような形をつくったら良いのではないかと感じました。

○学校施設担当部長 年に1回、栄養士がつくる学校職員の栄養士会の集いで、給食展を札幌駅のコンコースでしています。その中でも、どこの食材を使っているのか、地産池消、給食の歴史、食器の変遷、麺類とパン類の提供の仕方などをPRしています。

○山中委員長 食育という観点で、子どもたちに給食のときに、PRといいですか、説明もしたりしているのでしょうか。

○学校施設担当部長 給食の時間かどうかは把握していませんが、食育の時間でそうしたことはしています。フードリサイクルの事業の中でも紹介しています。

○町田委員 各学校ごとに栄養教諭なり管理栄養士がいますので、その先生たちが食育の時間を含め、給食指導のときに、これはどこ産ですよなどと言いながら一緒に食べています。いろいろな指導をされているようです。

○池田（光）委員 例えば、給食はこうなっているのだということを食品業界に伝えられるような形もあって良いと思います。

○町田委員 学校視察のときに、皆さんで給食を食べたことがありますね。

○池田（官）委員 災害があったときに、学校の給食調理ができなくなることを想定して、各学校で多めつくっているなどということはあるものなのでしょうか。それとも、ほとんどそういうことは必要ないのでしょうか。

○学校施設担当部長 供給能力は当然ぎりぎりではありませんが、災害時の供給とまではいきません。

おととしか、ある学校の調理場から火が出て、全く使えなくなってしまったときに、周りの学校で、比較的近いところで組み替えをして、給食の提供は比較的早く回復したという例はあります。そういう意味では、全く対応できないというわけではないかと思います。

○山中委員長 全市的な災害になると難しいですが、小規模な災害であれば可能な体制にあるということです。

今回の組み替えについては、このようにしたいということについて、学校側、現場の協議もあったのですか。

○学校施設担当部長 保護者に今度は子学校になりますということを伝えなければならぬので、その点は十分協議してまいります。

○山中委員長 それから、今まで担当していなかった学校の給食を担当するときに、アレルギー児童の情報はきちんと引き継がれているのですか。

○学校施設担当部長 当然、学校で管理指導表というアレルギーに関する医者もかかわっている情報が書いた紙があります。これは栄養士が中心になるかと思うのですが、そちらの情報共有はされております。

○山中委員長 非常に大きな問題につながりかねないので、あるいは、宗教上の喫食禁止の問題とか、そういったことは大いに気をつけていただきたいと思います。

○臼井委員 広報活動について、例えば、札幌市の場合は地産池消で、食物の安全・安心ということに向けて積極的にされています。

また、コストの面から、センター方式が市町村では小規模が多いわけですが、

そのリスクに関しては、数年前、岩見沢市で食中毒があつて、数日、家からみんな弁当を持っていかねばいけないということで大変問題になりましたが、しばらくすると忘れられてしまうので、やはり、広報はとても大切なことです。

それから、数年前、十勝清水の教育長から、学校給食は全道で一番良いと言われて見ると、農家の方の名前が固有名詞で紹介されていました。これは〇〇さんのニンジンであるなど、牛乳も、その小さな校舎でつくっているものを提供していました。小さなところでは固有名詞などで行えますが、札幌の場合は、せいぜい丘珠のタマネギとか、札幌レタスとしか言えません。

難しいところはありますが、折に触れて、食の安心・安全に向けてということ等の広報を、引き続き、大事に考えていただければと思います。

○学校施設担当部長 一番わかりやすいのは給食だよりかと思います。当然、これは保護者に限られてしまいますので、それ以外の方々への広報はこれから課題として考えていきたいと思っています。

○山中委員長 ぜひそういうことも考慮していただきながら、議案との関係では、くれぐれも混乱が起きないように進めていただきたいと思います。

議案第3号につきましては、このとおり決定することよろしいですか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○山中委員長 それでは、そのように決定させていただきます。

◎議案第4号 札幌市立中等教育学校学則案

○山中委員長 それでは次に、議案第4号です。

○学校教育部長 議案第4号について説明いたします。

現在、市立札幌開成中等教育学校の開校に向けて準備を進めており、開校前年の平成26年度からは必要な教員発令を行い、開校準備体制を整え、入学者決定や教科書採択などの具体的な取り組みを進めることを考えております。これに向けまして、学校設置に係る認可を北海道教育委員会から受け、市立札幌開成中等教育学校の設置を定めた学校設置条例を施行するとともに、種々の必要な規定を改正していくことを予定しております。

このたび中等教育学校の管理運営について規定する札幌市立中等教育学校学則案をまとめましたので、本日ご審議いただきたいと考えております。

学則案の内容ですが、インデックスの参考資料①中等教育学校学則についてをご覧ください。

学則の記載事項は、学校教育法施行規則で規定されており、主な記載事項は、修業年限、学年、学期、学科、収容定員、職員組織、入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項などとなっております。

具体的な中等教育学校学則の内容ですが、基本的には札幌市立高等学校学則と同じ考え方で整備しております。

表には高等学校学則と比べ、中等教育学校学則において異なる定めを示している主なものを挙げております。

まず、下の表です。

最初に、修業年限についてですが、高校が3年に対し、中等教育学校は6年となっております。学科につきましては、基本構想にもあるとおり、改編対象校である開成高校のコズモサイエンス科と中高一貫教育の特徴を融合させ、さらに発展させることを考えていることから、後期課程の学科はコズモサイエンス科としております。

次に収容定員ですが、基本構想にあるとおり、1学年4学級の160人としております。

また、中等教育学校は先ほど述べましたとおり、6年間学ぶ学校ではありますが、不適応等により前期課程修了段階に他の学校に進学する可能性も全くないとは限りません。

そこで、前期課程を修了した生徒が願い出たときは、前期課程修了証書を授与することも規定しております。

最後に、中等教育学校の前期課程は、通常の中学校と異なり、生徒の最終的な受け入れ機関では無いとの考え方から退学が認められており、前期課程の退

学についても規定しております。

以上が中等教育学校学則の主な記載事項となっております。

また、今回の制定に当たっては、先ほど述べましたとおり、高校学則を踏まえて規定しておりますが、各条文に見出しをつけたり、教育課程に係る規定を整備するなどわかりやすさを考慮した規定整備をあわせて行っております。

実際の高校学則との比較表につきましては、次の参考資料②に添付しております。一番左側に高校学則、右側に中等教育学校学則の内容を記載し、変更理由につきましては、一番右端の備考欄に記載しております。

当該学則の公布につきましては、北海道教育委員会から認可された後に行うこととなっております。

また、施行期日につきましては、基本的には開成中等教育学校の設置を定めた学校設置条例の施行の日と同日を予定しており、具体的には、平成26年4月を考えております。ただし、生徒定員の部分につきましては、実際に生徒が入学する平成27年4月の施行を予定しております。

私からの説明は以上です。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○山中委員長 ありがとうございます。

それでは、ご質問、ご意見などがありましたらお願いします。

○池田（官）委員 退学についてです。市立の高等学校の学則においても、いわゆる懲戒としての退学というのは学則にあるのでしょうか。自主退学についてのみの規定なのでしょうか。

○学校教育部長 自主退学というわけではありません。

○山中委員長 第19条ですね。

○池田（官）委員 中等教育学校においても、懲戒としての退学処分もあり得るという理解でよろしいですね。

○山中委員長 逆に、普通の市立高等学校も普通の退学があるということですね。本人理由、本人都合による退学がありますね。

○学校教育部長 あります。学則の15条です。

○**臼井委員** これまで、札幌市内の道立高校なり市立高校を退学した場合は、同じところの公立高校への編入はできないと思っていたのです。これは、今でも同じ扱いですか。

○**学校教育部長** 同じ扱いです。

○**臼井委員** そうすると、ここをやめて別の公立高校はできないのですね。

○**宮地中等教育学校担当課長** 改めてまた受け直すことはあります。

○**阿部委員** 証書の授与のところなのですからけれども、8条と9条のところ、8条は前期課程を修了しましたという証書だけになっていて、9条は後期課程の生徒が修得した場合に証明書を出すとなっているのですけれども、これは、前期は受けていないけれども、後期だけ受けていれば後期の証明書を出すということですか。

○**学校教育部長** 基本的には前期課程から後期課程までの6年間と書いていますので、この前期課程はあくまでも前期を3年間やって高校段階で違う学校に行くときには前期課程の修了証を出しますけれども、後期課程はあくまでも前期、後期と6年間やった最後のときに修了します。

○**宮地中等教育学校担当課長** 基本的に6年たつと卒業です。その途中で中学校3年が終わったところで違う高校に進学したいという希望者に対して前期修了の課程を出します。

ただ、高校1年生や2年生相当のときに保護者が本州に引っ越して一緒に転校するといったときに、この学校は単位制なので、何単位修得しているかという単位の修得の証明書をこちらが交付するのがこの部分です。

○**池田（光）委員** 前期だけで終えられたときは、社会通念上、中退にはならないのですか。

○**学校教育部長** 中等教育学校の前期課程を修了したということになり、実質中学校の卒業と同等の扱いになります。

○**池田（官）委員** 中等教育学校の学則案の第19条の復学についてです。

現行の市立の高等学校の学則では、復学の場合に医師の診断書、その他、校

長が必要と認める書類を添えて願い出なければならないという文言、あるいは、復学の規定そのものがないように見えます。第19条の復学を規定したことの背景がありましたら教えてください。

○**学校教育部長** ご指摘のとおり、今の札幌市立高等学校の学則には復学という規定がありません。今回、改めて中等教育学校の学則を整備するに当たって、この部分を加えていることになります。

○**教育次長** 規定はないのですが、復学は実態としては全部同様のことで実施しているので、中等教育学校のときにはその部分をきちんと規定しているということです。

○**宮地中等教育学校担当課長** 今回は、実際に、授業料をいつからいつ徴収して、いつからいつは徴収しないか、休学するタイミング、復学したタイミングを届け出すことによってはっきりわかりやすくする形で規定しております。

○**山中委員長** 今まで、市立高等学校の学則に復学の規定がないのもおかしい話で、その辺はきちんとしておいたほうがよいのではないですか。

○**教育次長** それぞれの学校の規定の中にありまして、それに基づいてやっていますけれども、今回、中等教育学校を設置したことによって今後どうするか判断していくことになると思います。

○**山中委員長** 市立高等学校学則とは別に、校則などがあるのでしょうか。

○**教育次長** 内規と通称して、それぞれの呼び方がありますけれども、校内の規定がありまして、それには復学の規定があります。

○**臼井委員** 復学、休学に関連して、大学の場合、トラブルが起こるのは、休学期間が長かったために、6年や8年の期限に引っかかって卒業できなくなることがあります。今回、単位制にしたことで、学年ごとではなく、1学期ごとになり、とても柔軟になったと思います。その点、休学なら休学のときの細かな指導をするために周知していただくことが今よりもっと必要なのかと思いました。

○**池田（官）委員** 復学のところの第19条です。医師の診断書、そのほか校長

が必要と認める書類を添えて校長に願い出なければならないとあります。

医師の診断書は一般的にこういうふうに学則にうたわれるものでしょうか。休学の理由は、病気療養が頻度としては最も高いのでしょうかけれども、それだけに限らないかもしれませんし、学則であえて医師の診断書をうたう必要があるのかどうかというところに疑問があります。一般的にどうかという事例などがありましたらお願いします。

○中等教育学校担当係員 一応、北海道の学則にも、基本的にこれに近い形で、医師の診断書という文言が入っております。

医師の診断書をあえて載せるかという議論はありましたが、校長が必要と認める書類というだけではなく、一番可能性の高いものを例示として載せておいたほうがわかりやすかろうということで、今回は医師の診断書を記載させていただいております。

○池田（官）委員 ということは、必須ではないのですね。医師の診断書などという解釈ですね。

○中等教育学校担当係員 必ずしも医師の診断書がなければいけないということではありません。

○池田（官）委員 学則にうたってあるものなので、医師の診断書がどういったケースでも必ず必要なかをとられると良くない、という観点でうかがいました。

○山中委員長 規定としては、一つの例ということになります。代表的な文言だけで、その他は校長の判断で処理するということで良いと思います。

○教育次長 現実的に高等学校でもおっしゃったように、診断書に限定したわけではなくて、例えば、保護者から、こういう理由で復学しますという申し出があったり、そういったものも含めて学校長が必要と認める、現在の学校の内規と言いましたけれども、そういうものでも同様のことがありまして、運用でもそのようになっております。

○阿部委員 この文章を読む限り、保護者の視点で見ると、医師の診断書は必須という解釈になると思うのです。

医師の診断書、そのほかに学校長が認める書類ということなので、復学願と

医師の診断書の二つは必須で、そのほか必要なものも出さなければいけないという解釈になりそうに思いますが、誤解を招きませんか。

○山中委員長 法的な読み方では、誤解は招きません。

○町田委員 「医師の診断書及び」という言葉が入っています。「医師の診断書及びその他の校長が必要と認める書類」となると、医師の診断書プラスその他ということですが、これは「及び」が入っていないので、医師の診断書などとなります。

○山中委員長 その他のというのを「等」にしておけば、そのほうがよいかもしれません。一般的な法令用語や規則等の書き方としては、代表的なものを書いて、「その他の」と書けば、それはあくまでも代表で、それに限らないというのが一般的な解釈だと思います。

○阿部委員 保護者に対すると、これ出さなければという勘違いがありそうです。

○山中委員長 こういう規則等の表現を文面的に変えて、医師の診断書等校長が必要と認めると書くように改めていけばそれでもよいのでしょうか、今までのほかの関係がこうなっているところをそこだけ変えるというのは、なかなかやりにくいのだろーと思います。先頭を切ってこれからこういう方向にしようではないかと変えていくのも一つの手だとは思いますが。

○阿部委員 極端な例ですが、例えば、自分の子どもが、病名まではつかないのですが、精神的に学校に行けなくなって、最終的に休学をした場合に、医師の診断というと、母親は自分の子どもにそういう病名はつけない立ち位置になるので、威圧感を感じるというか、病気ではないのだけれども、出さなくてはいけないのかという解釈をしてしまうと、かわいそうかと思いました。

○山中委員長 こういった学則などを定めるときに解説などはつけないのですか。

○宮地中等教育学校担当課長 札幌市全体として一つの法解釈、考え方のもとで進めているので、文言的には現時点ではこれをお願いしたいということです。

ただ、阿部委員がおっしゃったような部分は実際の運用の部分で学校の中で

しっかりと保護者にご説明をさせていただくというか、わかるような形で工夫していく、ここが一番の問題だと思っています。

○**山中委員長** 大体の場合は質問が来ると思うのです。だから、質問しないで悩んだ方も中にはいらっしゃるだろうと思います。そういう意味では、解説をつくらなくても、学校要覧ではなくても、少し詳しく説明するようなパンフレットなどになっても良いかとは思っています。

○**学校教育部長** 入学に当たってみたいハンドブックなどがあれば、その中に保護者向けに書き込めると思います。

○**山中委員長** そういう重要なことについてある程度解説しているものは考えていただいたらよいかと思えます。

私以外のみなさんがこれは誤解するとおっしゃっているから、多くの学識経験者も法令用語に必ずしも詳しくないとなれば、一般の方にはなおさらわかりにくいということですね。

ほかにいかがでしょうか。

○**池田（光）委員** 留学のことについても書かれていますが、留学の身分なり、留学先が単位制であれば単位を修得したとみなされるかどうかということは、どこに書いてあるのでしょうか。

○**宮地中等教育学校担当課長** 第16条で規定しています。

○**池田（光）委員** 許可を受けなければならないですね。許可を受けて、行っても良いということは、どういう扱いになるのですか。

○**宮地中等教育学校担当課長** 実際に留学すると、今通っている学校に通わなくなります。留学先で仮に1年間学んだときに、その学んだ内容を出して、校長側でその内容が1年間の学習に相当すると判断した場合については、1年間分の単位ということで30単位を限度として認めることができる、という規定があります。

学則の上では、届け出と手続の書き方ですから、このような感じになっております。

○**教育次長** その詳細につきましては、先ほど言った学校の中にあるものの中

できちんと規定しております。

○山中委員長 そういった届けを出さないで、あるいは、許可がなかったということになると、後で大変なことになってしまうのですね。

○宮地中等教育学校担当課長 とりあえず無断欠席になります。

○山中委員長 ほかにいかがでしょうか。

前に話題になっていた校訓は、ここには関係ないのですね。どこで関係するのででしょうか。

○宮地中等教育学校担当課長 第6条で、校長が定めたものを教育長に届け出るということの中に教育目標の規定があります。

○教育次長 学校長が定めて教育長に届け出なければならないという規定です。

○山中委員長 でも、校訓は規定されていないから、校訓ということではないですね。

○宮地中等教育学校担当課長 今まで、いろいろ議論いただいているのは教育目標です。

○山中委員長 学則に関しては、大体これが基本で、ここまで定めれば良いだろうという考え方で、ご提案になっていると思います。このほかに、今後、定めていく内規も、これから出していただいて、この学校は全体としてこういう学校なのだな、ということを教育委員の皆さんでも確認していったほうが良いと思っています。

○教育次長 法律上は、各学校で定めるというものがかなりあります。

学則として、共通でここまでは絶対に必要というものは、学則に書いていなければならないかもしれませんが、例えば、単位の認定は誰がするかというと、学校長です。どういう場合に学校長が認定するかということは、学校の状況によっても多少変わります。例えば、全日制過程と定時制過程では若干違います。ですから、すべてのこと、規則なりをこの学則の中で定めることは難しいと思います。そういうすみ分けがありますので、ここでは全体に規定し、各学校の規定はどうなるか、ということは参考になって後ほどご説明などすることになると

思います。

○町田委員 例えば、今後、教育委員会として関わらなければならないのは、14条の第3項です。「入学しようとする者の数が募集人員を超過した場合には、校長は、教育委員会に定める方法により入学者の選考を行うものとする」というこれは、道立の登別明日が今度は抽選をやめるといった話が出てましたが、選考を行うときに抽選をやることに関しては、教育委員会の定める方法によるので、それをどうするか、教育委員会会議で決定して、校長に示さなければなりません。今後、この学則の中で教育委員会として一番きちんと関わっていかなければならないのはこの辺かと思います。

○山中委員長 教育委員会の委員の関心としては、これが札幌市で初めて設けられる中等教育学校であり、課題探究学習を推し進めて、それを他の市立学校各校にフィードバックしていこうとしていることがあります。

校則自体は他の市立高校に倣って、あとは義務教育が入ることを考えての整備などがありますが、今後は学校が運営されていくについて細かく口を挟むとかいった意味ではなく、やはりどんな学校になっていくだろうかということを常に関心を持っていきたいということでもあります。

そういう意味で、内規とか何かについても、こういうことを考えているのだなということはぜひ知りたいところもありますし、その辺は、この後の学校の運営に関してもこんなことを考えているのだということをご報告いただいて、意見交換ができるような機会を設けていきたいと思っています。

○池田（光）委員 例えば、留学したら1年半分ぐらい単位つけるといったことはどうでしょうか。そうした仕組みによって、例えば、留学を促すとか、その後をどう考えていくかということも大事な要素だと思うのです。そんなことも織り交ぜながら議論させていただければありがたいと思います。

○山中委員長 いろいろ関心があるところなので、学則だけのもの以外のこともいろいろありましたけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

さらにほかにご質問、ご意見はありますか。

○池田（官）委員 とても細かいのですが、様式4の一番右上のほうの受検番号は、あえて試験の「験」ではない字を使っているのですね。

○宮地中等教育学校担当課長 これは高校入試でも「検」を使っております。

○池田（官）委員 それから、様式5の誓約書に「上記の生徒に関する身分上及び財産上の一切の責任」とありますが、身分上というのは具体的にどんなことを指すのでしょうか。財産については、恐らく授業料についての責任を持ちますという意味だと思うのですが、身分上というのは具体的にどういうことを指しているものなのでしょうか。

○相沢中等教育学校担当課長 いわゆる生徒指導の問題があったときに、その生徒に対する指導などに対してどういうふうを受け入れますとか、そうした部分を身分上としております。

○教育次長 身分というのは、生徒としての身分のことを指しています。

○相沢中等教育学校担当課長 生徒としての身分ということですので、基本的には、生徒であるためにというところで学校の規則なりを守っていきます。秩序を乱す場合については、最終的な懲戒が出されたときにそれを受け取るというか、それがどなたになるのかという部分についての保護者の署名です。

○山中委員長 そのほかによろしいですか。

（「なし」と発言する者あり）

○山中委員長 では、特に修正するところがないとすれば、このとおり決定するということによろしいですか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○山中委員長 それでは、このとおり決定させていただきますが、なお、さらにこの後の学校の運営に関してはまたご審議させていただく機会を持てるようお願いいたします。

【閉 会】

○山中委員長 本日予定された議案は以上ですが、各委員からご意見などは何かございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○山中委員長 特になければ、以上で平成26年第5回教育委員会会議を終了させていただきます。どうもご苦労さまでした。

以 上